

企業主導型保育をよりよむものじ 保育所への補助金不正をたぐす

◆保育所へ補助金不正受給が判明

2月の予算委員会分科会、3月6日と13日の内閣委員会で連続して「企業主導型保育所」について質問しました。企業の拠出金でつくる小規模な保育園が、2016年度に始まって以来、突然の休園に追い込まれるケースが判明。内閣府は問題を検証する第三者委員会を作りましたが実態は明らかにならず。

3回連続の国会質問で執拗に資料を求め続けると、ようやく運営費や整備費への交付金の不正受給が2件、経営不振などを理由とした事業譲渡が28件、民事再生手続が9件など、ズサンな経営実態がゾロゾロと出てきました。

これはそもそも補助金を出すに際しての審査が甘く、現地も見ず、ネットによる書類申請だけで認めてきた結果です。

◆技能実習生が働きながら産む権利

3月12日、厚生労働委員会で、技能実習生が妊娠すると「帰国か墮胎」を迫られる問題を質問。実習生は日本人と同様に男女雇用機会均等法と労働基準法で保護され、妊娠したからといって雇用者が解雇することは違法です。2013年には中国人実習生が母国で結んだ契約書の中の「妊娠禁止規定」をもとに帰国を迫られ流産した事件で「公序良俗に反する民法違反」判決が確定。しかしこのような違法契約は後を絶たず。シェルターに駆け込んだ実習生や産んだ子を置き去りにした実習生等々、事実を重ね、働きながら妊娠・出産するのは女性の権利だと質問。根本厚労大臣からは実習要綱や手帳にも記載して講習も行うとの答弁を引き出しました。

◆技能実習生から生まれた子の権利

昨年、阿部知子も、妊娠して帰国か墮胎を迫られたベトナム人実習生に会い、「妊娠しても働き続けたい」と話を聞きました。支援団体の働きかけで彼女は母子手帳ももらって技能実習再開にこぎつけています。

そこで12日の厚生労働委では法務副大臣にも質問。日本で技能実習生が出産したら以前は子どもを強制送還すると厚労省は言っていたが、在留資格をみとめてはどうか。法務副大臣からは個々に判断はするが、人道的見地から、在留資格を認めることも考えると前向きな答弁を勝ち取りました。日本に来て働いてよかったと思ってももらえるように、日本人でも外国人でも労働者が安心して幸せになれる国にしていきたいものです。



衆議院議員あべともこ
プロフィール

神奈川12区（藤沢市・寒川町）
当選7回、東京大学医学部卒業、
小児科医、あべともここどもクリ
ニック（湘南台）理事長
現在、厚労委員会・原子力問題調
査特別委員会筆頭理事



https://twitter.com/abe_tomoko



<https://www.facebook.com/abetomoko.jp>

あべともこ

検索

あべともこと共に歩む会後援会入会のご案内及びボランティアスタッフ募集中!

特定の企業や団体などに依存しないあべともこの活動は、後援会の年会費やカンパによって支えられています。あべともこの活動にご支援頂ける方は、お気軽に事務所にお問い合わせください。

立憲民主党神奈川県連

〒231-0012

横浜市中区相生町 4-69-4F

TEL 045-228-8591

FAX 045-228-8592